

第3章 主体別の取り組み

望ましい環境像	環境目標	取り組みの方向	取り組み項目
人と自然を思いやるまち	【環境目標 1】 自然環境の保全と 生物多様性の確保	1 きれいな海と 川を守る	①海岸の総合的な環境保全 ②海岸林・海岸植生の保全 ③海岸・河川の美化 ④水産資源の保全・回復 ⑤水資源の保全
		2 緑豊かな森林と 農地を守る	①森林の適正管理と木材の利用促進 ②計画的な農地の保全と基盤の整備 ③地産地消及び環境保全型農業の推進
		3 多様な生きもの と共生する	①野生動植物の保護・管理 ②飼養動物の適正管理
	【環境目標 2】 快適環境の保全と 創造	4 快適な環境を つくる	①自然とのふれあいの促進 ②良好な景観形成の推進 ③歴史・文化的遺産の保護及び継承 ④公園・緑地の整備と適正管理及び利用促進 ⑤緑化の推進
	【環境目標 3】 安全・安心な 生活環境の保全	5 空気や水を きれいにする	①公害の防止 ②水質汚濁・大気汚染・有害化学物質対策の 推進 ③悪臭・騒音・振動対策の推進
	第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画・御前崎市食品ロス削減推進計画		
	【環境目標 4】 資源の循環利用と 環境負荷の低減	6 ごみの減量と リサイクルを 進める	①リデュース・リユースの推進 ②リサイクルの推進 ③食品ロスの削減 ④計画的な廃棄物対策と適正処理 ⑤不法投棄対策・環境美化の推進
	御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）		
	【環境目標 5】 地球温暖化対策の 推進	7 地球温暖化を 止める	①再生可能エネルギーの利用促進と次世代 エネルギーの検討 ②省エネルギーの促進 ③二酸化炭素吸収源対策の促進 ※関連施策として「6 ごみの減量とリサイク ルを進める」の①～③を含む。
	【環境目標 6】 人づくり・ 環境基盤の整備	8 環境を知る・ 学ぶ・活動する	①環境教育・環境学習の推進 ②環境保全活動の推進 ③環境情報の提供とネットワークづくり

P.16～38の「現状と課題」「数値目標」「市の取り組み」「市民・事業者・滞在者の取り組み」の各項目の先頭の①～⑤の番号は、「現状と課題」「数値目標」「市の取り組み」「市民・事業者・滞在者の取り組み」の関連を表すための番号です。数値目標の「現状値」は、策定時の2025年度に公表されている最新データとして現状値は2024年度データを採用。

環境目標1：自然環境の保全と生物多様性の確保

1 きれいな海と川を守る



■現状と課題

- ① 浜岡砂丘を含む遠州灘海岸では、海岸浸食が進行しているため、復旧・保全に向けて関係機関との連携した取り組みが必要です。
- ② 海岸部のクロマツ林ではマツ枯れ被害が発生しており、防潮・防風機能の低下や景観の悪化を防ぐための適切な管理が求められています。
- ③ 台風後などには多量の流木や海洋プラスチックごみが漂着しており、生態系への影響が懸念されるため、啓発活動や継続的な清掃活動が必要です。
- ④ 磯焼け¹²による藻場の消失や水産資源の枯渇などが懸念されていることから、藻場の復元や栽培漁業の推進が必要です。
- ⑤ 市内の湧水地点の多くで減少や枯渇がみられるため、森林の保水機能の再生や、雨水浸透の促進などにより、水資源の保全が必要です。

■数値目標

環境指標	現状 2024 年度	目標 2033 年度	関係部署
②海岸林整備・ボランティア参加者数	139 人/年	170 人/年	農林水産課
③アカウミガメ指定地域・海岸清掃ボランティア数	581 人/年	600 人/年	社会教育課
③海岸清掃・緑の少年団参加者数	310 人/年	300 人/年	農林水産課
③河川愛護参加人数	3,858 人/年	4,000 人/年	維持管理課
④ブルーカーボン創出による CO2 吸収量	1 t-CO2	2t-CO2	GX 推進課
⑤保安林等の植樹本数	900 本/年	1,350 本/年	農林水産課

■市の取り組み

①海岸の総合的な環境保全

- ◇ 静岡県海岸保全基本計画と連携し、遠州灘及び駿河湾沿岸の総合的な保全を推進します。
- ◇ 浜岡砂丘を含む遠州灘沿岸の海岸浸食に対し、沿岸自治体が連携して復旧及び保全対策に取り組めるよう国や県に働きかけます。
- ◇ 県と連携し、御前崎遠州灘県立自然公園の保護を推進します。

担当課

維持管理課
農林水産課

維持管理課

②海岸林・海岸植生の保全

- ◇ 市民組織と協働で飛砂防備保安林等の保全に取り組みます。
- ◇ 海岸防風林の松枯れ¹³対策を進めるとともに、竹林の不要な拡大防止を図り、海岸環境を保全します。
- ◇ 海岸部には、ハマボウフウやハマヒルガオなど海岸部に固有の植生が残っていることから、市民と協働で保全活動を行います。

担当課

農林水産課

維持管理課

¹² 磯焼け：沿岸の岩礁や磯に生育するカジメ・サガラメ・テングサなどの海藻が衰退し、焼け跡のような状態になる現象。藻場（海藻が群生する場所）が消失し、水産資源の枯渇などが懸念されている。

¹³ 松枯れ：マツノザイセンチュウという線虫の寄生によって海岸部のクロマツなどが枯れてしまう現象。

③海岸・河川の美化

- ◇ 河川堤防の草木管理の推進、市民協働による雨水排水の定期的清掃や緑化などに取り組み、良好な河川空間を形成します。
- ◇ 二級河川の河床の浚渫並びに河川堤防の管理など、関係機関に働きかけます。
- ◇ 海岸漂着物などの定期的な除去など管理を進め、美しい海岸を維持します。
- ◇ 国指定天然記念物のアカウミガメが産卵しやすい海岸になるように、海岸漂着物を除去するとともに、小中学生やアカウミガメ保護活動見学会参加者等に清掃活動と呼びかけます。
- ◇ 美しい海岸環境の保全のため、マリンスポーツ愛好者や地域住民、小中学生との協働による積極的な清掃活動と呼びかけます。
- ◇ 海岸林の美化推進や監視強化により、ごみを捨てにくい環境を作り、ごみのポイ捨て・不法投棄防止を推進します。

担当課

維持管理課

維持管理課
都市整備課維持管理課
商工観光課

社会教育課

商工観光課

市民課
維持管理課
農林水産課

④水産資源の保全・回復

- ◇ 磯焼けに伴う藻場の復元に取り組みます。
- ◇ 静岡県温水利用研究センターと連携し、マダイ・ヒラメ・クエ等の栽培漁業を推進し、水産資源の回復を推進します。
- ◇ ブルーカーボン¹⁴創出を通じた沿岸生態系の再生による水産資源の回復を推進します。

担当課

農林水産課
GX 推進課

農林水産課

GX 推進課

⑤水資源の保全

- ◇ 森林が持つ保水機能を取り戻すため、県に協力して荒廃森林の再生を進めます。
- ◇ 地下水の現状を把握し、必要な保全策の検討を進めます。

担当課

農林水産課

GX 推進課

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 御前崎遠州灘県立自然公園の自然環境・景観の保護に協力します。	●	●	●
②	◇ 海岸部への車両の乗り入れはしません。 ◇ 海岸部固有の植生を保全する活動に協力します。	● ●	● ●	●
③	◇ 海岸・河川清掃に積極的に参加します。 ◇ 海岸・河川にごみを捨てません。 ◇ 河川の草刈り、雨水排水路の清掃活動に積極的に参加します。	● ● ●	● ● ●	● ●
④	◇ 磯焼け対策活動協議会の行う藻場の復元に協力します。 ◇ 地元産の水産資源を積極的に購入・消費することで漁業振興に貢献するとともに、水産資源の維持保全に取り組みます。	● ●	● ●	
⑤	◇ 地下水の適正利用と保全を推進します。	●	●	

環境目標 1：自然環境の保全と生物多様性の確保

14 ブルーカーボン：海草（コアマモなど）や海藻、植物プランクトンといった海の生態系が、大気中の二酸化炭素を吸収して固定する炭素のこと。

2 緑豊かな森林と農地を守る



■現状と課題

- ① 人工林は市内各地区に分散しており、施業の集約化が行いにくい状況にあります。森林の持つ水源涵養機能などの公益的機能の重要性が高まっていることから、人工林の間伐¹⁵推進や荒廃した森林の再生が必要です。
- ② 農業従事者の高齢化や後継者不足により、経営耕地面積が減少し、遊休農地が増加しています。農地の集積や新規就農者の確保を通じて、良好な田園風景と生産基盤を維持することが必要です。
- ③ 食の安全・安心への関心の高まりや輸送に伴う負荷低減のため、環境保全型農業を普及するとともに、学校給食における地元生産者からの調達や農水産物直販施設の充実により、さらなる地産地消の推進が必要です。



■数値目標

環境指標	現状 2024 年度	目標 2033 年度	関係部署
①保安林等の植樹本数	900 本/年	1,350 本/年	農林水産課
②みどり認定者数 ^{*1}	1 人	10 人	農林水産課
②遊休農地面積	502ha/年	412ha/年	農林水産課
②地域で守る農地面積 ^{*2}	160ha/年	750ha/年	農林水産課

*1 旧エコファーマー認定者数

*2 多目的機能支払交付金の対象面積

■市の取り組み

①森林の適正管理と木材の利用促進

- ◇ 保安林等の植樹を行い、防災林の保護をします。
- ◇ 御前崎市森林整備計画に基づき、事業者に対して指導を行います。
- ◇ 山林所有者や市民等と協働で、地域の植生や自然環境に配慮した山林の適正管理の推進に取り組みます。
- ◇ 森林の適切な管理に向けた山林所有者の支援を行います。
- ◇ 治山事業を推進し、倒木被害や土砂崩れなどを未然に防止します。
- ◇ 森の力再生事業¹⁶を積極的に PR します。

担当課

農林水産課

②計画的な農地の保全と基盤の整備

- ◇ 農業振興地域整備計画に基づき、計画的な農地の保全及び整備を推進します。
- ◇ 農村環境計画に基づき、環境配慮工法を取り入れた農地の整備及び管理を推進します。
- ◇ 新規就農者を積極的に受け入れます。
- ◇ 認定農業者等への農用地の集積や団地化を促進し、生産性を向上します。

担当課

農林水産課

¹⁵ 間伐：成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

¹⁶ 森の力再生事業：手入れが行き届かず荒廃した森林を、県と連携して再生する事業。森林が持つ水源涵養機能や二酸化炭素の吸収能力を取り戻すことを目的としている。

- ◇ 生産効率の高い区画の造成や大型機械が対応可能な面的整備を進めます。
- ◇ 地域計画をブラッシュアップし、農地の担い手確保を推進します。
- ◇ 地域計画における協議の場を開催し、遊休農地の減少に取り組みます。
- ◇ 農地の利用状況調査・意向調査で把握した「貸出可能な遊休農地」を地図化し、希望者へ積極的に提供します。

③地産地消及び環境保全型農業の推進

- ◇ 地産地消を推進するため、農水産物直販施設を充実させます。
- ◇ 農産物販売促進施設として、道の駅やあらさわふる里公園の有効活用を進めます。
- ◇ 地産地消の促進のため、イベント等で市の農産物を積極的にPRします。
- ◇ 環境にやさしい栽培技術の確立と普及を推進します。
- ◇ 地場産品を使った献立を考案し、広報紙への掲載や健康講話などの機会を捉えて地産地消を推進します。
- ◇ 学校給食の素材は、生産者から直接購入を推進します。

担当課

農林水産課

健康づくり課

学校給食センター

■市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
①			
◇ 間伐や下刈り、植林、竹林管理などに協力します。	●	●	●
◇ 森林所有者は森林荒廃防止のため、保全と適正管理に取り組みます。	●	●	
◇ 希少な植生や植物群落、巨樹・巨木、古木などを保全します。	●		
②			
◇ 環境に配慮した農地の整備・保全を行います。		●	
◇ 遊休農地を希望者に提供できる制度を活用します。	●	●	
◇ 市民農園を積極的に活用します。	●		
③			
◇ 地元産の農水産物を積極的に購入します。	●	●	●
◇ 有機 JAS やエコファーマーの認定取得、認定マークのついた農作物の購入をします。	●	●	●



コラム

学校給食での地産地消の理解を深める取り組み

全国生産量の約6割を占める本市の芽キャベツについて知ってもらうため、給食のメニューにとり入れ、とれたての具材を子供たちが楽しみながら学ぶ取り組みを実施しています。また、(株)木村鋳造所から、自社技術を応用して開発した食材運搬用コンテナボックスを備えた軽トラックが寄贈され、給食における地産地消食材の運搬に活用しています。

環境目標1：自然環境の保全と生物多様性の確保

3 多様な生きものと共生する



■現状と課題

① アカウミガメをはじめ、静岡県版レッドリスト¹⁷に掲載された144種の絶滅危惧種が確認されています。しかし、海岸への流木やごみの漂着によるアカウミガメの産卵環境の悪化や、二次林¹⁸・農地の荒廃により野生動物の生息地の減少が課題となっており、動植物の保護・保全が必要です。



② 野良猫（地域猫¹⁹を含む）の繁殖防止や動物遺棄の禁止など、飼養意識の向上が必要です。

■数値目標

環境指標	現状 2024 年度	目標 2033 年度	関係部署
①アカウミガメ保護活動の認知度 ^{*1}	69%	75%	社会教育課
②飼い猫・地域猫の避妊去勢手術件数 ^{*2}	1,974 件	2,500 件	市民課

*1 市民意識調査「アカウミガメ保護活動の取り組み」に対して「良く知っている」「少しは知っている」の割合

*2 2007（平成19）年度からの累計

■市の取り組み

①野生動植物の保護・管理

- ◇ 指定天然記念物の樹木の保護や管理のため、所有者の申請により補助します。
- ◇ 県指定天然記念物「比木賀茂神社社叢」の樹木管理等への支援、看板や便益施設の修繕など環境整備を行います。
- ◇ 市内のアカウミガメ及びその産卵地の監視とアカウミガメのふ化・放流、産卵しやすい海岸環境維持のための啓発看板設置や監視活動を行います。
- ◇ 御前崎遠州灘県立自然公園内における指定動植物の捕獲・採取の規制を徹底します。
- ◇ 野生鳥獣の無許可捕獲を防止し、狩猟の適正化を推進します。
- ◇ 「御前崎市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣対策を行います。

担当課

社会教育課

維持管理課

農林水産課

②飼養動物の適正管理

- ◇ 野良猫（地域猫を含む）の繁殖を防ぐため、避妊去勢手術の実施や動物遺棄禁止等を啓発します。
- ◇ 猫の適正な飼養の確保及び繁殖防止を目的として飼養者に対して、避妊去勢手術の実施を積極的に啓発します。

担当課

市民課

¹⁷ 静岡県版レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物の名称やカテゴリーについてとりまとめたリスト。静岡県では2003（平成15）年度に「静岡県版レッドリスト」を公表し、2017（平成29）年10月、2019（平成31）年3月にレッドリストが改定された。

¹⁸ 二次林：過去に伐採・山火事・風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長して成立した樹林。

¹⁹ 地域猫：特定の飼い主はいないものの、地域住民の理解と協力によって適切に管理されている猫のこと。繁殖を抑えるための不妊去勢手術を施すことで、野良猫にまつわるトラブルを防ぎ、動物と共生する環境を整える。

■市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
① ◇ 海岸部への車両の乗り入れはしません。	●	●	●
◇ 野生鳥獣による農業被害等の低減のため、森林や農地の適正管理など、未然防止の取り組みを行います。	●	●	
◇ 貴重な動植物について学び、無用な捕獲や採取などはしません。	●	●	●
◇ アカウミガメの観察会などに積極的に参加し、アカウミガメについて学びます。	●		●
◇ 生きものの保全活動や観察会に積極的に参加します。	●		
◇ 特定外来生物 ²⁰ を持ち込んだり広めたりしません。	●	●	●
◇ 自社の所有地について自然共生サイトの登録を行います。		●	
② ◇ ペットを捨てたり、野生生物に餌を与えたりしません。	●	●	●
◇ 飼養許容頭数を超えた飼い猫の繁殖を抑制します。	●	●	



コラム

アカウミガメの保護活動

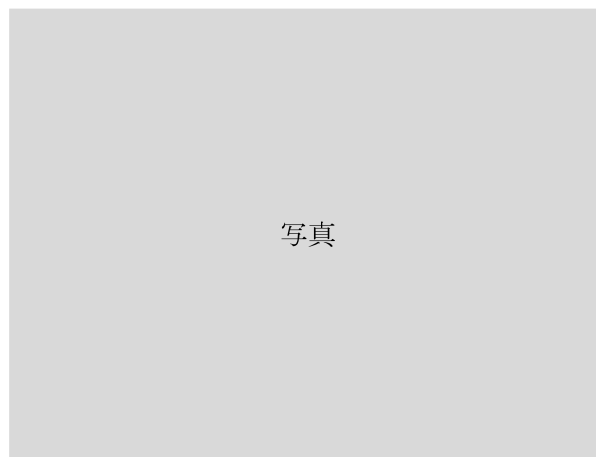
2014（平成26）年4月、アカウミガメが「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づく「希少野生動植物」に追加指定されました。捕獲、採取、殺傷又は破損させることが禁止され、違反した場合には罰則が科せられます。なお、アカウミガメは、静岡県版レッドリストの中で最も絶滅の可能性が高い「絶滅危惧ⅠA類」に分類されています。そのため本市では、アカウミガメの卵の保護や海岸の清掃活動、観察会などの実施などにより、アカウミガメの保護を行っています。



海岸清掃



アカウミガメの卵の保護



写真

アカウミガメ保護活動見学会

²⁰ **特定外来生物**：外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出等が禁止される。

環境目標2：快適環境の保全と創造

4 快適な環境をつくる



■現状と課題

- ① 豊かな海や里山、歴史的な文化財を観光や学習に活用し、交流人口を増やすとともに、これらを次世代へ継承するための取り組みが必要です。
- ② 管理不足の山林や荒廃農地、マツ枯れ被害が美しい景観を阻害する要因となっており、市民・事業者による民有地の緑化や適切な維持管理を促進する必要があります。
- ③ 文化財を将来の世代への引き継いでいくため、文化財についての普及啓発や管理・保護への支援を行う必要があります。
- ④ ⑤公園を地域に潤いを与える場として維持するため、市民との協働による清掃や緑化、老朽化した施設の安全確保を継続していくことが課題です。



■数値目標

環境指標	現状 2024 年度	目標 2033 年度	関係部署
④⑤グリーンバンク申請団体数	46 団体/年	55 団体/年	維持管理課
④⑤ガーデンシティ事業参加数	5 団体/年	5 団体/年	維持管理課

■市の取り組み

①自然とのふれあいの促進

- ◇ 自然とふれあえる施設等のネットワーク化や、魅力ある施設を充実させます。
- ◇ 御前埼灯台周辺の遊歩道の維持管理に取り組みます。
- ◇ 自然と歴史が融合する桜ヶ池公園の管理を行います。
- ◇ 富士山静岡空港との近接性を活かし、他ではみられない風景を活かした観光振興エリアとして、外国人観光客の宿泊を誘致します。
- ◇ 砂丘の保全林や遊歩道の景観を維持するため適切に管理します。

担当課

維持管理課
商工観光課
商工観光課

②良好な景観形成の推進

- ◇ 景観条例に基づく景観阻害要素の規制を推進するため、ホームページや SNS 等で周知するとともに、屋外広告物条例や景観条例に基づき是正指導を行います。
- ◇ 御前崎遠州灘県立自然公園の景観を保全します。
- ◇ 市内の美しい景観を映像やインターネットなどによって PR し、観光振興に活用します。
- ◇ 道路沿いや河川堤防などの草の除去を行います。

担当課

都市整備課
維持管理課
商工観光課
商工観光課
維持管理課

③歴史・文化的遺産の保護及び継承

- ◇ 国・県・市指定の文化財の管理・保護を行います。

担当課

社会教育課

- ◇ 先人の遺産を記録として残すとともに、ホームページ等で公開し、文化財保護の愛護意識を高めます。
- ◇ 文化財の活用を図るため、展示会や地域を学ぶ講座を開催します。
- ◇ 地域に残されている民俗行事を周知し、継承につなげていきます。

④公園・緑地の整備と管理及び利用促進

- ◇ 自然を活かした総合公園の整備を図るため、事業計画の検討を行います。
- ◇ 公園等の適正管理や施設の安全及び事故防止を徹底し、美しい景観を維持します。
- ◇ 公園のごみ拾いや緑化について、市民協働で取り組みます。
- ◇ 地元団体や管理組合に委託実施する植生管理を充実させます。
- ◇ 啓発看板や防犯カメラを設置し、公園利用のマナー向上を推進します。
- ◇ 公園は多面的な利用ができるよう、市民の主体的管理を勧奨します。
- ◇ 浜岡総合公園・御前崎中央公園の適正な維持管理を継続します。

担当課

都市整備課

維持管理課

維持管理課

社会教育課

⑤緑化の推進

- ◇ グリーンバンク²¹などの活用を図り、公共施設の緑化を推進します。
- ◇ 市民の憩いの場である公園・広場等の緑化を推進します。
- ◇ 花の会など管理団体の活動を支援して緑化を推進します。
- ◇ 土地利用に対してホームページなどで周知していき、市民や事業者へ指導していきます。

担当課

維持管理課

商工観光課

都市整備課

■市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
① ◇ 自然とふれあえる施設や遊歩道などを活用します。	●	●	●
② ◇ 道路沿いや河川堤防などに繁茂した草の除去に協力します。 ◇ 看板等の設置の際は、屋外広告物の法令等を遵守します。	●	●	
③ ◇ 地域の歴史・文化的遺産を活用した地域づくり・人づくりに取り組むとともに、地域文化を学ぶ講座に積極的に参加します。	●	●	
④ ◇ マナーを守って公園を利用します。 ◇ 身近な公園の維持管理に積極的に参加します。	●		●
⑤ ◇ 自宅の庭や、敷地内の空きスペースなどへ花木を積極的に植栽します。	●	●	

21 グリーンバンク：静岡県グリーンバンクが実施している、緑あふれる生活環境づくりのための支援制度。公共施設や地域の緑化を推進するために、苗木・種子・球根の配布や緑化工事の助成などを行っている。

環境目標3：安全・安心な生活環境の保全

5 きれいな水や空気を守る



■現状と課題

- ① 公害の発生を未然に防ぐため、事業所と環境保全協定を締結して社会変化に合わせて内容を見直し、実効性のある対策をする必要があります。
- ② 生活雑排水処理率は向上していますが、依然として未処理のまま放流されている世帯があるため、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。また、水質汚濁、大気汚染や有害化学物質の対策について、県と連携した注意喚起と監視を継続する必要があります。
- ③ 近年の公害苦情は騒音・振動や悪臭が中心となっており、特に悪臭については臭気指数²²基準を超過する地点もみられることから、発生源への指導徹底が求められます。-



■数値目標

環境指標	現状 2024 年度	目標 2033 年度	関係部署
①公害防止協定（環境保全協定）締結社数	41 件	50 件	市民課
②生活雑排水処理率	87.9%/年	91%/年	上下水道課
③臭気指数による基準値超過地点数	4 地点/年	2 地点/年	市民課

*1 市民意識調査「市内の水道水の安全性」に対して「安全だと思う」「どちらかといえば安全」の割合

■市の取り組み

①公害の防止

- ◇ 公害の未然防止のため、事業所と環境保全協定を締結します。
- ◇ 過去に事業所と締結した公害防止協定及び環境保全協定を見直し、現状に即した内容への更新を進めます。
- ◇ 公害苦情に対しては、原因者へ指導を実施します。
- ◇ 企業を工業用地に誘導することで、環境悪化を未然に防ぎ、公害発生防止などの指導を行います。

担当課

市民課

商工観光課

②水質汚濁・大気汚染・有害化学物質対策の推進

- ◇ 下水道区域については、適正で効率的な事業運営を行います。浄化槽整備区域については設置補助により合併処理浄化槽への転換を促進するとともに適切な維持管理を推進します。
- ◇ 家庭から出る使用済みや期限切れの食用油を回収します。
- ◇ 県と連携し、光化学オキシダントの注意報や微小粒子状物質（PM2.5）については、遅滞なく注意を喚起します。
- ◇ 大気汚染物質の排出事業所には、その排出抑制や削減に県と連携して指導・助

担当課

上下水道課

市民課

²² 臭気指数：人間の嗅覚によって臭いの程度を数値化したもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、臭いの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

言を実施します。

- ◇ ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当する事業所に対し、県と連携し、測定結果報告書の提出を指導します。
- ◇ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)の届出要件に該当する事業者に対し、適正に届出が行えるよう県と連携して周知します。

③悪臭・騒音・振動対策の推進

- ◇ 野焼きの禁止や焼却炉の使用・管理について啓発します。
- ◇ 悪臭防止法に基づき、定期的な臭気の測定を実施します。
- ◇ 悪臭が発生する事業所には、臭気指数の規制の徹底、専門機関による調査と問題の解決に向けた施策の立案・実施、必要に応じて行政指導を実施します。
- ◇ 事業所の新增設や苦情発生の際、騒音・振動に係る指導を徹底します。
- ◇ 国県道のさらなる整備の働きかけ、市道の整備の積極的な推進など、交通ネットワークを強化します。
- ◇ 道路構造による自動車等の走行時騒音・振動の発生要因を低減します。
- ◇ 騒音・振動の発生が少ない次世代自動車の導入を推進します。

担当課

市民課

都市整備課

GX推進課

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ 地域の環境に関心を持ち、公害発生時には市へ報告します。 ◇ 住民等からの公害苦情には真摯に対応し、その原因を究明し、問題の解決に向けた対策を講じます。	●	●	
②	◇ 合併処理浄化槽の設置または下水道への接続を積極的に行うとともに、合併処理浄化槽の清掃・点検を定期的の実施します。 ◇ 水質汚濁物質が発生する作業や工程を見直すとともに、排水処理設備を適正に管理します。 ◇ 大気環境への負荷の少ない施設・設備の導入を推進します。 ◇ 農薬や洗剤などの使用量を減らします。 ◇ PRTR法を遵守し、化学物質の適正管理を徹底します。	●	●	
③	◇ 野焼きなどごみの屋外焼却を行いません。 ◇ 近隣の迷惑になる騒音・振動・悪臭を出さないようにします。	●	●	●

環境目標4：資源の循環利用と環境負荷の低減

6 ごみの減量とリサイクルを進める



第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画・御前崎市食品ロス削減推進計画

■現状と課題

- ① 本市のごみ総排出量は横ばいですが、市民1人当たりの排出量は県平均より多い状況にあり、分別の徹底とさらなる減量化が必要です。
- ② ごみの総量に占める資源の割合を示すリサイクル率は30.17%で、リサイクルが進んでいます。
- ③ 年間約790tにのぼる食品ロスの削減に向けた意識啓発が重要です。
- ④ 分別に関するトラブルや苦情は例年あり、ごみ出しに関する仕組みづくりの検討が必要です。
- ⑤ 山間部や海岸林での不法投棄が後を絶たず、景観阻害や処理コストの増加、生態系への悪影響が懸念されるため、監視体制の強化とごみを捨てにくい環境づくりが不可欠です。



■数値目標

環境指標	現状 2024年度	目標 2033年度	関係部署
①1人1日当たりごみ排出量	866g/日・人 (2024年度)	791g/日・人	市民課
②リサイクル率	33.1% (2024年度)	33%	市民課
②廃食用油回収量	758kl/年	708kl/年	市民課
③給食の残菜の再利用率	97.7%/年	98.5%/年	学校給食センター
④し尿・浄化槽汚泥処理量	13,907kl/年	13,850kl/年	上下水道課
⑤不法投棄監視パトロール実施回数	37回/年	48回/年	市民課
⑤環境保全活動への参加 ^{*1}	27.5%	30%	GX推進課
⑤道路愛護参加人数	2,860人/年	3,300人/年	維持管理課
⑤ごみゼロ運動の参加者数	3,508人/年	4,000人/年	市民課

*1 市民意識調査：「参加している地域の行事や活動について「清掃活動、自然保護などの環境保全活動」の割合

■市の取り組み

①リデュース・リユースの推進

- ◇ 日常生活から大量の廃棄物が出ている現状を見直し、市・市民・事業者それぞれが実施できるごみの減量化対策に取り組めます。
- ◇ 市民向けにマイバッグやマイボトルの利用について啓発を行います。
- ◇ 住宅の災害ごみの削減に向け、住宅耐震の重要性について周知をします。
- ◇ 用紙使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進します。

担当課

GX推進課
市民課

都市整備課

GX推進課

②リサイクルの推進

- ◇ 回収場所の適正管理や増設など、スーパーなどでの拠点回収を推進します。
- ◇ 事業所への指導により、営業・生産活動において廃棄されていた排出物の有効活用を検討し、資源化率の向上に取り組みます。
- ◇ 生ごみ削減のため、家庭用生ごみ処理機器の活用を推奨します。
- ◇ 家庭からの使用済みや期限切れの食用油を回収します。
- ◇ 市民を対象に資源循環の講座を行います。
- ◇ 浜岡地区、御前崎地区2箇所にて資源拠点回収を継続します。
- ◇ ごみの分別・リサイクルが適切に行えるよう、排出事業者に指導します。
- ◇ 県内外の污泥堆肥化業者に搬出し、沈砂を除く下水污泥の全量を堆肥化します。
- ◇ 公園の剪定枝や落ち葉などを資源化します。
- ◇ ホームページを活用し、「建設リサイクル法」を周知します。
- ◇ イベント時には分別ごみ箱を設置し、廃棄物を再資源化します。

担当課

市民課
GX推進課

市民課

上下水道課

維持管理課

都市整備課

商工観光課

③食品ロスの削減

- ◇ 食品ロス削減のための啓発を行います。
- ◇ 食品ロス強化月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）をPRします。
- ◇ 健康講話の際には、食品ロスの削減を推進します。
- ◇ 食育指導を通じて児童・生徒に食べ残しの削減や、食への認識を深める取り組みを推進します。
- ◇ 食品ロス削減のために、フードドライブ²³事業を推進します。
- ◇ 更新時期となった備蓄非常食を有効活用するため、市民へ配布します。

担当課

GX推進課

健康づくり課

学校教育課

福祉課

危機管理課

④計画的な廃棄物対策と適正処理

- ◇ ごみ集積所での回収を円滑に行うため、ごみ収納施設の整備を推奨します。
- ◇ ごみ出しルールについて、市民や滞在者へ周知を徹底します。
- ◇ 不適切なごみ集積所の管理あるいは監視について、管理者への指導を実施します。
- ◇ ごみ出しルールや散乱防止の指導について、出前講座を通じて啓発活動を実施します。
- ◇ 排出事業者のごみの分別・リサイクルを徹底させるため、ごみ焼却施設において展開検査を実施します。
- ◇ ごみ焼却施設の老朽化に対応するため、牧之原市及び牧之原市御前崎市広域施設組合と施設の延命化及び更新について検討します。
- ◇ 下水道区域については適正で効率的な事業運営を行います。浄化槽整備区域については設置補助により合併処理浄化槽への転換を促進するとともに適切な維持管理を推進します。

担当課

市民課

上下水道課

²³ フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動。

⑤不法投棄対策・環境美化の推進

- ◇ 不法投棄の市内巡回パトロールを実施するとともに、不法投棄が多い箇所への監視カメラの設置を推進します。
- ◇ 不法投棄対策としてマナー向上の立て看板を貸出します。
- ◇ 不法投棄の温床撲滅のため、市民協働でゴミを捨てにくい環境を作ります。
- ◇ 環境美化運動などのボランティア活動を支援します。
- ◇ 総合的な学習の時間などを利用し、学校における環境教育・環境学習を推進します。

担当課

市民課

市民課

GX 推進課

GX 推進課

学校教育課



コラム

雑がみリサイクルアクション

本市では、「雑がみリサイクルアクション」事業を実施しています。この事業は、園児や児童・生徒を対象に、家庭などから出る雑がみは、「燃やすしかないゴミ」ではなく、資源としてリサイクルできることを学び、実際にリサイクルに取り組む機会を提供するものです。家庭で集めた雑がみを各園・学校で回収し、その回収量に応じて業者から還元物（トイレトーパーなど）が学校へ贈呈されます。2024（令和6）年度は1,150 kgの雑がみが集まりました。雑がみをリサイクル資源に生かすことで燃やすしかないゴミが減り、二酸化炭素の削減につながっています。



コラム

ボトル to ボトル

使用済みペットボトルを新たな飲料用ボトルへ再生する「ボトル to ボトル（BtoB）」は、資源を同じ用途で循環させる高度なリサイクル技術です。日本では、化学的に分解して樹脂を再生する「ケミカルリサイクル」と、洗浄・除染などの物理的処理で再生原料をつくる「メカニカルリサイクル」が実用化されており、食品容器としての安全性も確保されています。

この仕組みにより、石油由来原料の使用削減や二酸化炭素排出量の低減が期待されます。市民の協力も重要で、キャップやラベルを外し、軽くすすいで排出することで、より高品質な再生につながります。

【資料：PET ボトルリサイクル推進協議会】

■市民・事業者・滞在者の取り組み

		市民	事業者	滞在者
①	◇ マイバッグを持参し、レジ袋の削減に協力します。 ◇ 紙の使用量を削減します。	●	●	●
②	◇ 古紙等の地域資源回収、ペットボトルなどの拠点回収に協力します。 ◇ 生ごみ処理機・コンポスト ²⁴ を活用し、生ごみの堆肥化や減量化に取り組みます。 ◇ ビニール・プラスチック類（プラマーク）の分別を徹底します。 ◇ 廃食用油のリサイクルに協力します。 ◇ 出前ごみリサイクル教室を活用してごみについて学びます。 ◇ 分別とリサイクルを徹底し、ごみの排出ゼロを目指します。 ◇ 分別や資源化のしやすい製品を開発・製造・販売を目指します。	●	●	
③	◇ 食品ロスが出ないように計画的な買い物や食品管理、食べ切りを行います。 ◇ フードドライブ事業に協力します。 ◇ ローリングストック法を実践します。 ◇ 商品の「てまえどり ²⁵ 」を実施・協力します。 ◇ 「30・10 運動 ²⁶ 」や小盛メニューの設定、食べ残しを持ち帰ることができる「ドギーバッグ」の活用、消費者への啓発活動「てまえどり」、商習慣（3分の1ルール） ²⁷ などの見直しなどを行います。	●	●	●
④	◇ ごみの分別収集方法を守ります。 ◇ 事業所から発生するごみを適正に処理します。 ◇ 環境に配慮した製品やサービスを選びます。 ◇ エコラベル ²⁸ 製品などを積極的に開発・製造・販売します。	●	●	●
⑤	◇ 不法投棄の監視、不法投棄物の清掃に協力します。 ◇ 不法投棄防止のため、ごみを捨てにくい環境を作ります。 ◇ 事業所から発生するごみを適正に処理します。 ◇ クリーン作戦やアダプトプログラム ²⁹ などの環境美化活動に積極的に参加します。 ◇ ごみのポイ捨て禁止やペットの糞の処理を徹底します。	●	●	●

²⁴ **コンポスト**：家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

²⁵ **てまえどり**：購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある賞味期限が近い商品を優先的に選ぶ購買行動のこと。店での売れ残りによる廃棄を減らし、食品ロス削減に直接つながる取り組みとして推奨されている。

²⁶ **30・10 運動**：宴会や会食時、乾杯後の30分間と終了前の10分間は自分の席に座って料理を楽しみ、食べ残しをゼロにしようとする啓発活動。

²⁷ **商習慣（3分の1ルール）**：食品の製造日から賞味期限までの期間を3等分し、納品や販売の期限を設ける業界独自のルールのこと。この見直しを行うことで、まだ食べられる食品が期限切れで廃棄される食品ロスを抑制できる。

²⁸ **エコラベル**：環境に配慮して生産・販売された商品につけられているラベルのこと。エコラベルのついた商品を積極的に選ぶことは、身近な買い物を通じて環境を保全する行動の一つであるとともに、環境に配慮した生産者・事業者を応援することにもなる。

²⁹ **アダプトプログラム**：市民と行政などが協働で進める環境美化活動のこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援するしくみをいう。

環境目標 5：地球温暖化対策の推進

7 地球温暖化を止める



御前崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

■現状と課題

- ① 産業部門や運輸部門の排出量削減を加速させる必要があります。
- ② 市内には高い再生可能エネルギーの導入ポテンシャルがある一方で、自家消費や地域内での活用は限定的です。景観や自然環境と調和を図りつつ、再生可能エネルギーの地産地消を推進することが課題です。
- ③ 多くの市民が省エネを意識していますが、さらなる機器の導入や次世代自動車への転換、ブルーカーボン・グリーンカーボンによる吸収源対策の強化が求められています。



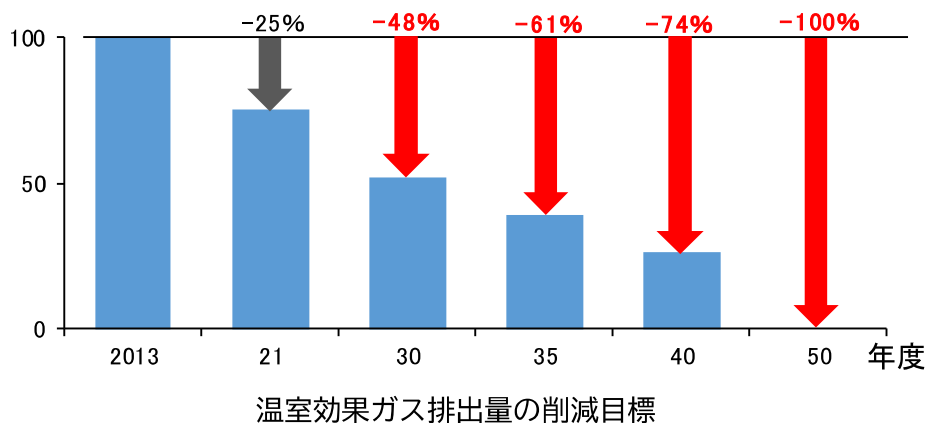
■数値目標

環境指標	現状 2024 年度	目標 2033 年度	関係部署
①②市有施設からの温室効果ガス排出量	7,647t-CO ₂ /年	4,791t-CO ₂ /年	GX 推進課
①②市区域からの温室効果ガス排出量 （市独自算定方式）	405 千 t-CO ₂ /年 （2021 年度）	211 千 t-CO ₂ /年 （2035 年度）	GX 推進課
①②市区域からの温室効果ガス排出量 （環境省自治体排出量カルテ）	356 千 t-CO ₂ /年 （2021 年度）	179 千 t-CO ₂ /年 （2035 年度）	GX 推進課
②省エネ取り組みの実施度*1	75.9%	94.2%	GX 推進課
①②新エネルギー・省エネルギー機器導入 補助件数（累計）	3,063 件	3,600 件	GX 推進課
③ブルーカーボン創出による CO ₂ 吸収量	1 t-CO ₂	2t-CO ₂	GX 推進課

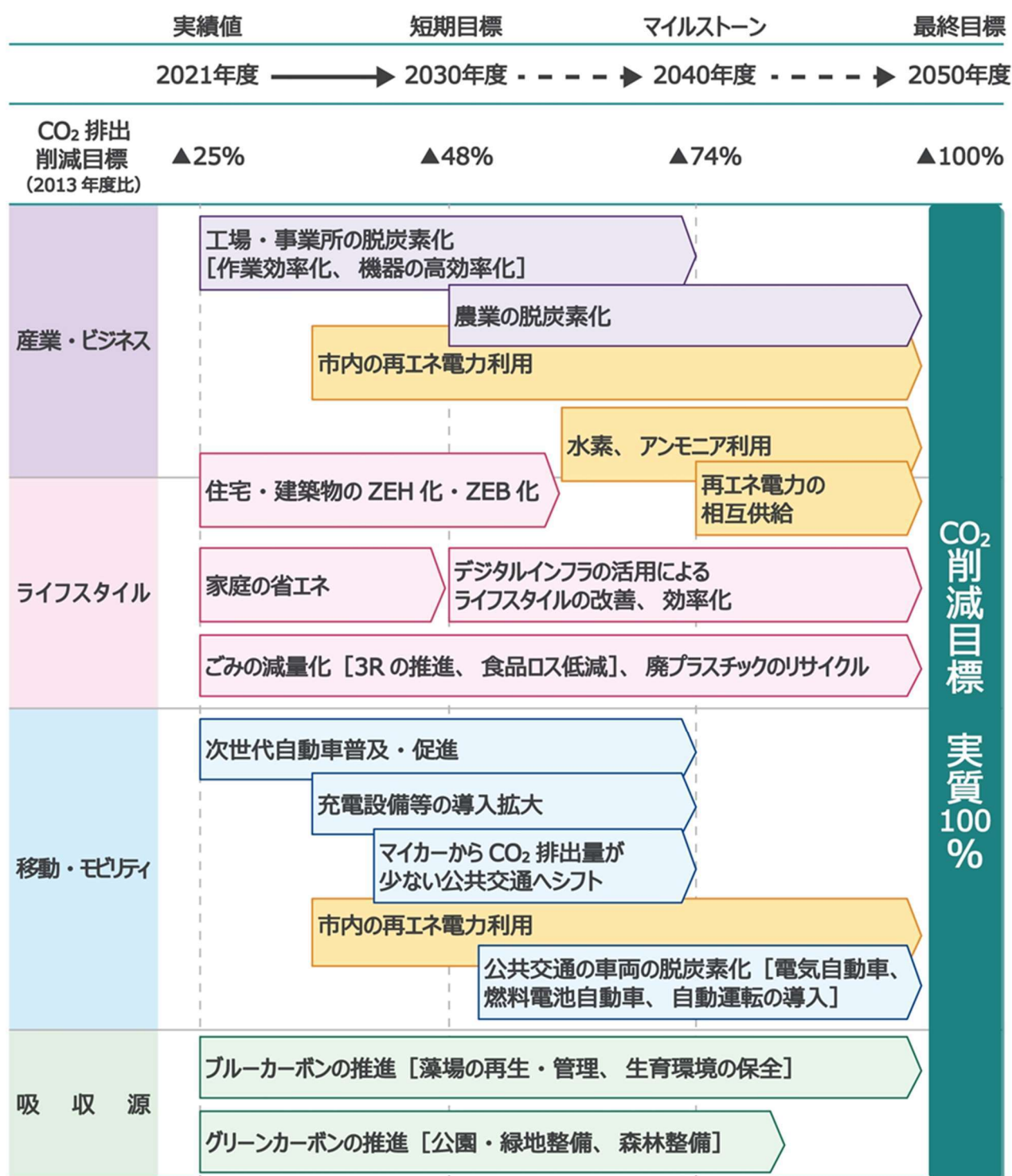
*1 市民意識調査：「省エネ取り組みの実施」に対して、「実施している」「ある程度実施している」の割合

■温室効果ガス排出量の削減目標（2050 年度まで）

本市は、「ゼロカーボンシティ宣言」で 2050（令和 32）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指しています。また、国の「地球温暖化対策計画」や「第 4 次静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の削減目標を踏まえ、本計画では以下のとおり目標を設定します。



■目標達成に向けたロードマップ



※「再エネ電力目標」は市内の購入電力量に対する再エネ電力の使用割合

：次世代エネルギー（再エネ、水素など）の取組

■市の取り組み

①再生可能エネルギーの利用促進と次世代エネルギーの利用検討

- ◇ 公共施設や観光施設への再生可能エネルギーの積極的な導入を図るとともに、その具体的な効果を発信します。
- ◇ 自家消費型の再生可能エネルギーや蓄電システム、次世代自動車の活用などにより、低炭素で災害に強いエネルギーシステムの導入を推進します。
- ◇ 地域産業における再生可能エネルギーの活用を推進します。
- ◇ ペロブスカイト³⁰等の次世代太陽電池の積極的な導入を通じて、再生可能エネルギー導入を拡大します。
- ◇ 太陽光発電や風力発電に伴う無秩序な開発を防ぐため、条例の周知や指導を通じて、再生可能エネルギーの導入を適正化します。
- ◇ 市内の再生可能エネルギー電力プランや非化石証書³¹の供給や、情報提供を通じて、市民、事業者の再生可能エネルギーの活用を促進します。
- ◇ 再生可能エネルギーによる自家消費量が見える化して、市内の再生可能エネルギー自給率を発信します。
- ◇ 市内の再生可能エネルギー電力に関する環境価値創出を検討します。

担当課

GX 推進課

②省エネルギーの促進

- ◇ 省エネルギー機器の設置を推進します。
- ◇ 次世代住宅（スマートハウス、ZEH³²）の普及を推進します。
- ◇ 家庭や事業所での二酸化炭素の排出削減に向けて省エネ診断・省エネ情報や事例などの提供を行います。
- ◇ 住宅リフォームについて周知をします。
- ◇ 市の事務事業※について環境負荷軽減に向けた取り組みを推進します。
- ◇ ISO14001、エコアクション 21³³の事業者への導入を推進します。
- ◇ 事業所に省エネルギー機器の設置を推進します。
- ◇ 脱炭素な建築物（ZEB）や、スマート工場等の普及を推進します。
- ◇ 工場・事業所における温室効果ガス排出量の見える化ツールの活用や省エネルギー機器等への設備導入に対する支援を行います。
- ◇ 農林水産業における脱炭素化に関する情報提供や支援を行います。
- ◇ 市民の取り組み強化のため、国民運動月間に関連する取り組みを家庭や事業所へ周知します。
- ◇ 公共施設の照明灯のLED化等、省エネルギーの率先導入を推進します。
- ◇ エネルギーに関する教育・学習機会や情報提供を充実させます。

担当課

GX 推進課

都市整備課

GX 推進課

農林水産課

GX 推進課

公共施設管理
担当課

GX 推進課

30 ペロブスカイト：従来のパネルよりも薄くて軽く、曲げることも可能な次世代型の太陽電池のこと。公共施設や観光施設への導入を通じて、再生可能エネルギーのさらなる普及拡大が期待されている。

31 非化石証書：石油や石炭などの化石燃料を使わずに発電された電力が持つ「環境価値」を、証書にして売買できるようにしたもの。

32 ZEH（Net Zero Energy House）：外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

33 エコアクション 21：ISO14001 規格をベースにしながら、広く中小企業などへの普及を促すために環境省が作成したガイドラインに沿った環境マネジメントの認証登録制度。

	学校教育課
◇ 電気自動車、プラグインハイブリッド車 ³⁴ 、燃料電池自動車 ³⁵ の導入支援や充電ステーション等のインフラ整備を通じて、普及を促進します。	GX 推進課
◇ 自動車と住宅、建物との間で電力の相互供給を行う V2H ³⁶ の導入を進め、蓄電池利用や災害時等の非常用電源としての活用を促進します。	
◇ 環境負荷の少ない超小型モビリティ ³⁷ （電気自動車）の導入を検討します。	
◇ 公用車には燃費効率のよいハイブリッド車 ³⁸ 、電気自動車、燃料電池車などの次世代型自動車の積極的な導入を推進します。	公用車保有課
◇ イベント時に公共交通機関の利用を推奨します。	各課
◇ AI オンデマンド交通サービスの利用促進により、効率的な移動手段の確保と環境負荷の低減を図ります。	企画政策課
◇ 安全で快適な歩行者空間を確保します。	都市整備課
◇ 通勤は自転車、徒歩を推奨し、環境に対する意識啓発を行います。	総務課

※市役所の事務事業における温暖化対策は、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を参照

③二酸化炭素吸収源対策の促進

	担当課
◇ 二酸化炭素吸収源対策の取組を発信するとともに創出に取り組みます。	GX 推進課
◇ 沿岸域生態系（藻場など）の管理・保全を通じ「ブルークレジット ³⁹ 」創出を推進します。	
◇ 藻場の再生・保全を進め、沿岸域の生態系を拡大させていきます。	GX 推進課・農林水産課
◇ 海岸防風林の松枯れ対策を進めるとともに、竹林の不要な拡大防止を図り、海岸環境を保全します。	農林水産課
◇ 保安林等の植樹を行い、防災林の保護をします。	
◇ 「御前崎市森林整備計画」に基づき、事業者に対して指導を行います。	
◇ 山林所有者や市民等と協働で、地域の植生や自然環境に配慮した山林の適正管理の推進に取り組みます。	
◇ 森林の適切な管理に向けた山林所有者の支援を行います。	
◇ 治山事業を推進し、倒木被害や土砂崩れなどを未然に防止します。	
◇ 森の力再生事業を積極的に PR します。	
◇ 公園のごみ拾いや緑化について、市民協働で取り組みます。	維持管理課
◇ 地元団体や管理組合に委託実施する植生管理を充実させます。	
◇ グリーンバンクなどの活用を図り、公共施設の緑化を推進します。	

34 プラグインハイブリッド車：コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所をあわせ持っている。

35 燃料電池自動車：燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。

36 V2H（Vehicle to Home）：電気自動車（EV）などのバッテリーに蓄えた電気を、自宅へ供給して活用できる仕組みを指す。自動車を「走る蓄電池」として利用することで、家庭の電気代節約や、災害時などの停電における非常用電源として役立てることができる。

37 超小型モビリティ：自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境負荷が少ない小型の電気自動車などのこと。

38 ハイブリッド自動車：エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

39 Jブルークレジット：海草（アマモなど）や海藻といった海の生態系が吸収・固定する炭素「ブルーカーボン」の量を、専門機関が認証して取引可能にした「価値（クレジット）」のこと。本市では、藻場の再生による二酸化炭素の吸収効果を適切に評価し、その成果を「見える化」するためにこの制度を活用している。

- ◇ 市民の憩いの場である公園・広場等の緑化を推進します。
- ◇ 都市公園の緑化を推進します。
- ◇ 花の会など管理団体の活動を支援して緑化を推進します。
- ◇ 土地利用に対してホームページなどで周知するとともに、市民や事業者へ指導します。

都市整備課

商工観光課

都市整備課

■市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
①			
◇ 太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用します。	●	●	
◇ 大規模な太陽光発電や風力発電の設置については、条例などを遵守します。		●	
◇ CO ₂ フリー電力 ⁴⁰ の導入を検討します。	●	●	
②			
◇ クールビズやウォームビズ ⁴¹ に取り組みます。	●	●	●
◇ こまめに電源を切るなど、無駄な電気使用量を減らします。	●	●	●
◇ エネルギー効率のよい製品・設備を選択します。	●	●	
◇ 電化製品などの待機電力の削減をします。	●	●	
◇ ESCO ⁴² 事業、省エネルギー診断等の取り組みを行います。	●	●	
◇ ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得に取り組みます。		●	
◇ 環境負荷の軽減に配慮したエコドライブ ⁴³ を徹底します。	●	●	●
◇ 外出時に公共交通機関の利用や、自転車・徒歩による移動を心がけます。	●	●	●
◇ 自動車の購入・買い替え時には、ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車を検討します。	●	●	
③			
◇ ブルーカーボンやグリーンカーボンの拡大に協力します。	●	●	
◇ 屋上緑化や壁面緑化（緑のカーテン ⁴⁴ など）に取り組みます。	●	●	

40 **CO₂フリー電力**：発電の過程で温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）を排出しない電力のこと。具体的には、太陽光、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーによって発電された電力や、原子力発電によって作られた電力を指す。

41 **クールビズ・ウォームビズ**：地球温暖化の防止を目的に、環境省が2005（平成17）年から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装によるワーキングスタイルを「クールビズ」、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒いときは暖かい格好をして働くワーキングスタイルを「ウォームビズ」という。

42 **ESCO（Energy Service Company）**：ビルや工場の省エネ化に必要な技術、設備、資金などを包括的に提供するサービス。省エネ改修にかかった投資や経費が、削減された光熱費（エネルギー経費）で賄われる点が最大の特徴である。導入する側は、新たな経済的負担を負わずに設備を更新でき、契約期間終了後の経費削減分はすべて利益となる。

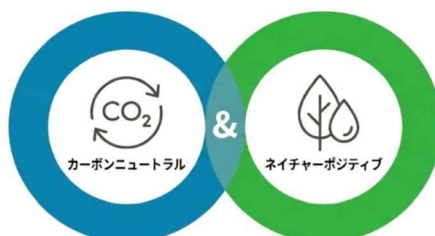
43 **エコドライブ**：省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

44 **緑のカーテン**：つる性の植物（ゴーヤやアサガオなど）を、建物の窓の外や壁面に設置してつくるもの。強い日差しを遮る遮光効果と、植物が水分を蒸発させる際の冷却効果により、室温の上昇を抑えることができる。

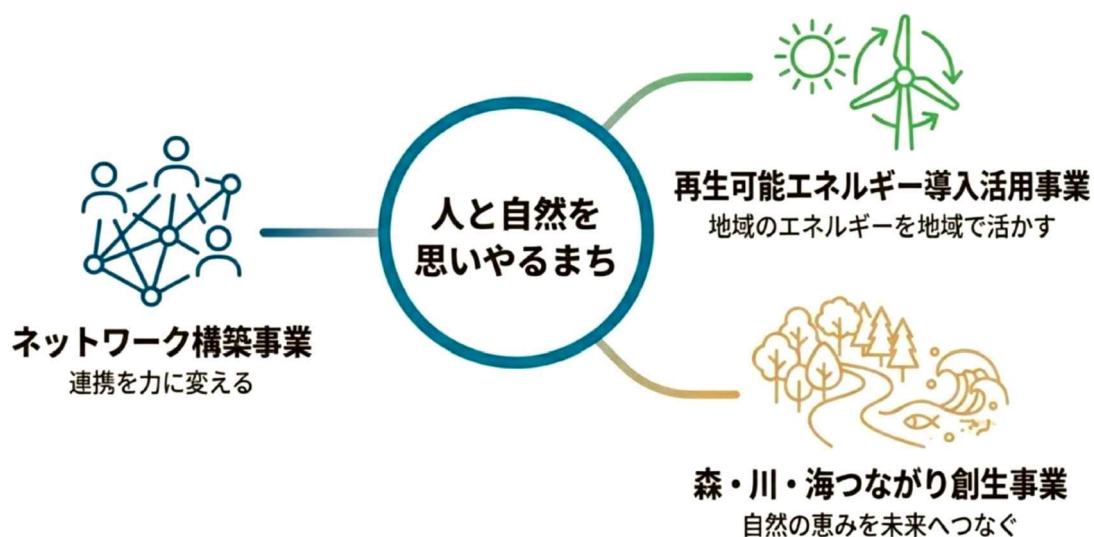
■カーボンニュートラル×ネイチャーポジティブ プロジェクト

本重点プロジェクトは、御前崎市が目指す「カーボンニュートラル」と「ネイチャーポジティブ」の両立を図り、望ましい環境像「人と自然を思いやるまち」を実現するための具体的な行動計画として位置づけます。

カーボンニュートラル × ネイチャーポジティブ



自然を守り増やしながら、二酸化炭素の排出と吸収を
バランスさせて地球温暖化を防ぎます。
この二つを両輪で進めることが、本市の地域特性を活かし、
市民・事業者の共感を得る道です。



重点プロジェクトのイメージ

①ネットワーク構築事業 ～連携を力に変える～

目的を共有する企業・団体などの「関係性」と「場」を構築し、市民・企業の共感を得る戦略を推進します。



実践（イベント・連携）	◇ 自然環境保全イベントの共同実施（例：ビーチクリーン活動への協働）、GX 商談会、情報交換会、勉強会を開催します。
情報発信	◇ 「地域情報が見える化」するポータルサイトを構築します。（例：「エネ Smile タウン」との連携）
つながりの場	◇ カーボンニュートラルと自然との共生を含めた、新しいつながりの場を検討します。

②再生可能エネルギー導入・活用事業 ～地域のエネルギーを地域で活かす～

地域のエネルギーの活用を推進し、製造過程の排出量削減や再生可能エネルギーの導入を促進することで、低炭素で災害に強いエネルギー構造の高度化を図ることを目的とします。



産業支援	◇ 製造過程の排出量削減に資する取り組みや、再生可能エネルギー活用を促進します。（例：脱炭素経営支援補助金（新設）の活用）
地域インフラ	◇ 市内の再生可能エネルギーの発電を地産地消するマイクログリッド ⁴⁵ 化を公共施設で推進します。（例：市役所周辺マイクログリッド化事業の実施）
企業誘致	◇ 「域内で一番安価に再生可能エネルギー電力が手に入る自治体」を目指します。
交通	◇ 公共交通の AI オンデマンド ⁴⁶ 導入（実証事業スタート）を推進します。 ◇ 車両の EV 化や V2H を促進します。

③森・川・海つながり創生事業 ～自然の恵みを未来へつなぐ～

自然資本の保全・再生による価値向上を目指し、地球温暖化を防ぎます。特にブルーカーボン・グリーンカーボン創出を推進します。



基盤（生物多様性）	◇ 森・川・海の生物多様性指標の選定と測定を実施します。
価値創造（吸収源対策）	◇ 自然資本の保全・再生による価値向上（ブルーカーボン・グリーンカーボン創出）に取り組みます。（例：令和7年度にブルーカーボン創出事業（実証事業）スタート）
里山	◇ あらさわふる里公園を視点とした、流域の考え方での里山再生、農業の地産地消との連携を推進します。
海域	◇ 御前崎港湾内での藻場再生事業を行い、豊かな海洋生態系を回復します。

⁴⁵ **マイクログリッド**：地域内で再生可能エネルギーを効率的に活用するための、小規模なエネルギー供給ネットワークのこと。市役所周辺などの公共施設において、停電などの災害時にも強い分散型エネルギーシステムの構築を目指している。

⁴⁶ **AI オンデマンド**：AI（人工知能）を活用し、利用者の予約に応じて最適なルートを走行する輸送サービス。公共交通の利便性を高めつつ、効率的な運行によって温室効果ガスの排出を抑制する取り組み。

環境目標6：人づくり・環境基盤の整備

8 環境を知る・学ぶ・活動する



■現状と課題

- ① 市民意識調査の結果によると、環境保全活動に参加している市民は約3割にとどまっており、より多くの市民や事業者が関心を持ち、主体的に行動できるしくみづくりが必要です。
- ② アカウミガメ保護活動や里山体験など、御前崎市ならではの資源を活用した環境教育を、学校や地域で継続・発展させていく必要があります。
- ③ ホームページや SNS 等の多様な媒体を活用し、環境情報をわかりやすく提供するとともに、各主体が連携して活動できるネットワークの構築が求められています。



■数値目標

環境指標	現状 2024 年度	目標 2033 年度	関係部署
①アカウミガメ保護活動見学会参加者の満足度	—	95.0%	社会教育課
①出前講座回数	9 回/年	10 回/年	GX 推進課
②環境保全活動への参加*1	27.5%	30%	GX 推進課
②道路愛護参加人数	2,860 人/年	3,300 人/年	維持管理課
②廃食用油回収量	758kl/年	708kl/年	市民課
②ごみゼロ運動の参加者数	3,508 人/年	4,000 人/年	市民課
②「御前崎クエスト」事業参加者数(小学生)・リーダー数	参加者 48 人/年 リーダー10 人/年	参加者 50 人/年 リーダー15 人/年	社会教育課
③市公式 SNS などを活用した年間での情報発信回数	5 件/年	12 件/年	GX 推進課

*1 市民意識調査：「参加している地域の行事や活動について「清掃活動、自然保護などの環境保全活動」の割合

■市の取り組み

①環境教育・環境学習の推進

- ◇ 総合的な学習の時間などを利用し、学校での環境教育・環境学習を推進します。
- ◇ 環境に関する講演会などを開催します。
- ◇ 環境学習のための施設やスペースを設けます。
- ◇ 環境保全センターの見学を受け入れます。
- ◇ 下水道の理解を深めていただくため、浄化センターの見学を受け入れます。
- ◇ 県と連携して、地球温暖化防止推進員の人材育成を推進します。
- ◇ 市が主催する出前講座を行います。
- ◇ 市職員に対して環境に関する研修を実施します。
- ◇ アカウミガメの保護活動について体験学習の機会を提供します。
- ◇ 「御前崎クエスト事業」を通じ、磯の生きもの観察や竹林整備、里山散策など御前崎市の環境を知り、学ぶための体験学習の機会を提供します。

担当課

学校教育課

市民課

上下水道課

GX 推進課

社会教育課

- ◇ マダイの放流体験などを活かして体験学習の機会を提供します。

農林水産課
社会教育課

②環境保全活動の推進

- ◇ 市民一人ひとりが環境保全の責任を自覚し、自ら行動するよう啓発活動を行います。
- ◇ 地域の清掃活動、河川・海岸の環境美化活動などへの支援を行います。

担当課

GX 推進課

市民課
維持管理課

③環境情報の提供とネットワークづくり

- ◇ 環境関連の情報をホームページや広報誌、ケーブルテレビ（CATV）などで提供します
- ◇ 環境報告書を公表します。
- ◇ 環境教育学習の一環に図書館が活用されるよう、資料等を充実させます。
- ◇ 環境月間等を活用し、環境問題を考えるきっかけになるよう、資料の充実と PR を行います。
- ◇ 自然環境保全イベントの共同実施、GX 商談会、情報交換会、勉強会を開催します。（例：ビーチクリーン活動への協働）
- ◇ 「地域情報が見える化」するポータルサイトを構築します。（例：「エネ Smile タウン」との連携）
- ◇ カーボンニュートラルと自然との共生を含めた、新しいつながりの場を検討します。

担当課

GX 推進課

市民課

GX 推進課

図書館

GX 推進課

■市民・事業者・滞在者の取り組み

	市民	事業者	滞在者
①	◇ 自然観察会や体験教室などに積極的に参加します。 ◇ 社員に対する環境教育・環境学習を行います。 ◇ 環境教育・環境学習に役立つ情報や資料を市民に提供します。	● ●	
②	◇ 日頃からエコライフを実践します。 ◇ 地域の清掃活動、河川・海岸の環境美化活動などを積極的に主催あるいは参加します。	● ●	● ●
③	◇ 御前崎市の環境について自発的に発信します。 ◇ 図書館の環境情報を積極的に利用します。 ◇ 環境保全対策の取り組み状況などについて、環境報告書やホームページなどで情報公開します。 ◇ 各主体とのつながりを意識した環境保全活動を実践します。	● ● ● ●	● ● ● ●

第4章 第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画

・御前崎市食品ロス削減推進計画

※P26 環境目標 4：資源の循環利用と環境負荷の低減の再掲【6 ごみの減量とリサイクルを進める】の再掲

第1節 計画の概要

1-1 計画の見直しの背景

本市では一般廃棄物処理を計画的に推進していくため、2019（平成31）年3月に「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

一方、国際社会においては、SDGs（持続可能な開発目標）の広がりや、2050年カーボンニュートラルに向けた宣言、サーキュラーエコノミーの考え方の普及など、廃棄物処理にも関連する動きがありました。また、国においては2024（令和6）年8月、「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定するとともに、静岡県では2022（令和4）年3月に「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定するなど、循環型社会の形成に向けた総合的な計画が策定されています。さらに、近年では「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、新たなごみ問題に対する取り組みが必要となっています。

このような状況の中、国や県の動向はもとより、本市におけるごみ処理や生活排水処理の状況、これまでの施策の進捗状況などを踏まえ、「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」を見直し「第2次環境基本計画（後期計画）」へ統合することで分野横断的に取り組むことを目指します。

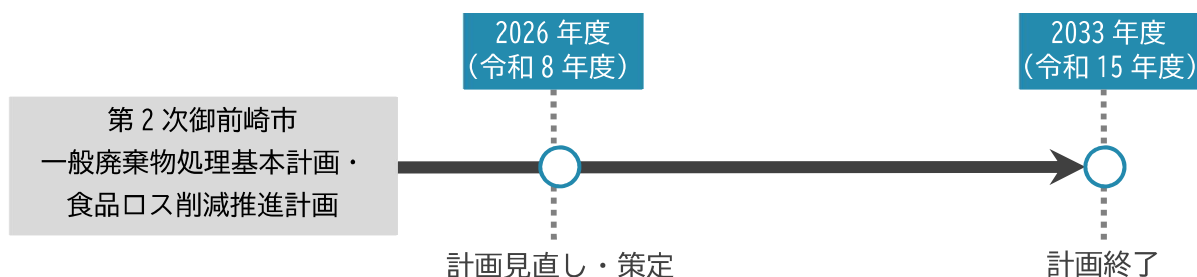
1-2 計画の目的と位置づけ

「第2次御前崎市一般廃棄物処理基本計画」（以下、本廃棄物計画という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項でその計画の策定が定められている一般廃棄物の処理における市のマスタープランです。ごみ処理に係る「ごみ処理基本計画」と排水処理に係る「生活排水処理基本計画」で構成されます。なお、「ごみ処理基本計画」には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」を含むものとします。

持続可能な循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、効率的な処理体制を構築する必要があることから、本廃棄物計画を策定します。

1-3 計画の期間・目標年度

本廃棄物計画の期間は、2026（令和8）年度から2033（令和15）年度までの8年間とし、社会情勢や環境の変化が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。必要に迫る見直しを行います。



第2節 ごみ処理基本計画

2-1 基本目標

●廃棄物処理の基本的考え方

日本における循環型社会の形成を推進する基本的な枠組となる法律である「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理の優先順位を、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と法定化しています。

本計画においても、ごみの発生・排出抑制を最も高い順位と位置づけて推進を図り、最終的に発生する廃棄物については極力、再資源化を行うシステムの構築を進めます。

●ごみ排出量の基本目標

ごみの減量化を進めるため、市民や事業者にごみの減量化への努力や分別収集の取り組みを呼びかけています。ごみ発生抑制の取り組み成果を判定するため、これまでの計画と同様、「1人1日当たりの排出量」を指標とします。

「第2次御前崎市一般廃棄物処理計画」(前期)の計画期間で削減された実績(2017(平成29)年度:948g/人・日→2024(令和6)年度:866g/人・日)の削減率(毎年11.7g/人・日)を維持することとします。ただし、社会情勢等が安定し、将来の予測が可能になった時点で数値目標を見直すこととします。

指標	実績			目標	
	2012 (H24) 年度	2017 (H29) 年度	2024 (R6) 年度	2028 (R10) 年度	2033 (R15) 年度
1人1日当たりの ごみ排出量	959 g/人・日	948 g/人・日	866 g/人・日	840 g/人・日	791 g/人・日

●リサイクル率の基本目標

リサイクル率を目標指標とする理由は、廃棄物の資源としての再利用を促進し、限りある天然資源の有効活用を図るためです。

御前崎市は県内で高い水準にあり、最も高い数値であった2012(平成24)年度の数値を目標とし、その維持を目標とします。

指標	実績			目標	
	2012 (H24) 年度	2017 (H29) 年度	2024 (R6) 年度	2028 (R10) 年度	2033 (R15) 年度
リサイクル率	33.1%	30.2%	33.1%	33%	33%

2-2 ごみの排出抑制・減量化・再資源化

ごみの適正処理の確保のためには、まずはリフューズ、リデュース、リユースにより、ごみとなるものの量を削減し、その後リサイクルを行い、最後に残ったものについて、適正に処分を行うことが重要です。

なお、取り組みについては、「第3章 主体別の取り組み」の「取り組みの方向6 ごみの減量とリサイクルを進める」に掲載しています。

取り組みの方向・取り組み項目 ⇒ 第3章参照 (P26)

取り組みの方向6 ごみの減量とリサイクルを進める

取り組み項目① リデュース・リユースの推進
 取り組み項目② リサイクルの促進
 取り組み項目③ 食品ロスの削減

2-3 ごみの適正処理

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の各過程において、環境負荷の低減と処理コストの削減を図りながら、適正な処理を行うことを目指します。

●収集運搬

取り組み項目	内容
収集方式	◇ 現行のステーション方式及び排出者による処理施設への自己搬入の継続を基本とします。
収集品目	◇ ごみステーションでの新たな収集品目について検討します。雑がみ等が考えられますが、慎重な検討が必要です。
回収拠点数	◇ ごみステーションの数について、市民ニーズに合わせ追加設置の検討を行います。
収集回数等	◇ 品目ごと収集回数について、市民ニーズに合わせた収集回数の導入を検討します。
指定袋のサイズ	◇ 指定ごみ袋の種類や形・大きさを検討します。
適正な体制の構築	◇ 事業系一般廃棄物の収集運搬業者に対する指導の徹底を行います。

【ごみの収集区分】

本市のごみの収集区分について以下に示します。資源ごみはビニール・プラスチック類や金物、ガラスなど、全部で6種類に区分されています。ビニール・プラスチック類については、2008（平成20）年4月1日より、プラマークのあるものとなないもので分別が行われるようになりました。

収集区分		
収集区分		内容
可燃物	可燃ごみ	生ごみ、紙くずなど
資源ごみ	ビニール・プラスチック類 （プラマークあり）	プラマークありのビニール・プラスチック（白色トレイ）
	ビニール・プラスチック類 （プラマークなし）	プラマークなしのビニール・プラスチック
	金物	空き缶、スプレー缶、鍋・やかんなど
	ガラス	ガラス・空きビンなど
	陶磁器	植木鉢、茶碗、皿など
	ペットボトル	ペットボトル（PET 1 マークのみ）
その他のごみ		乾電池、蛍光灯など

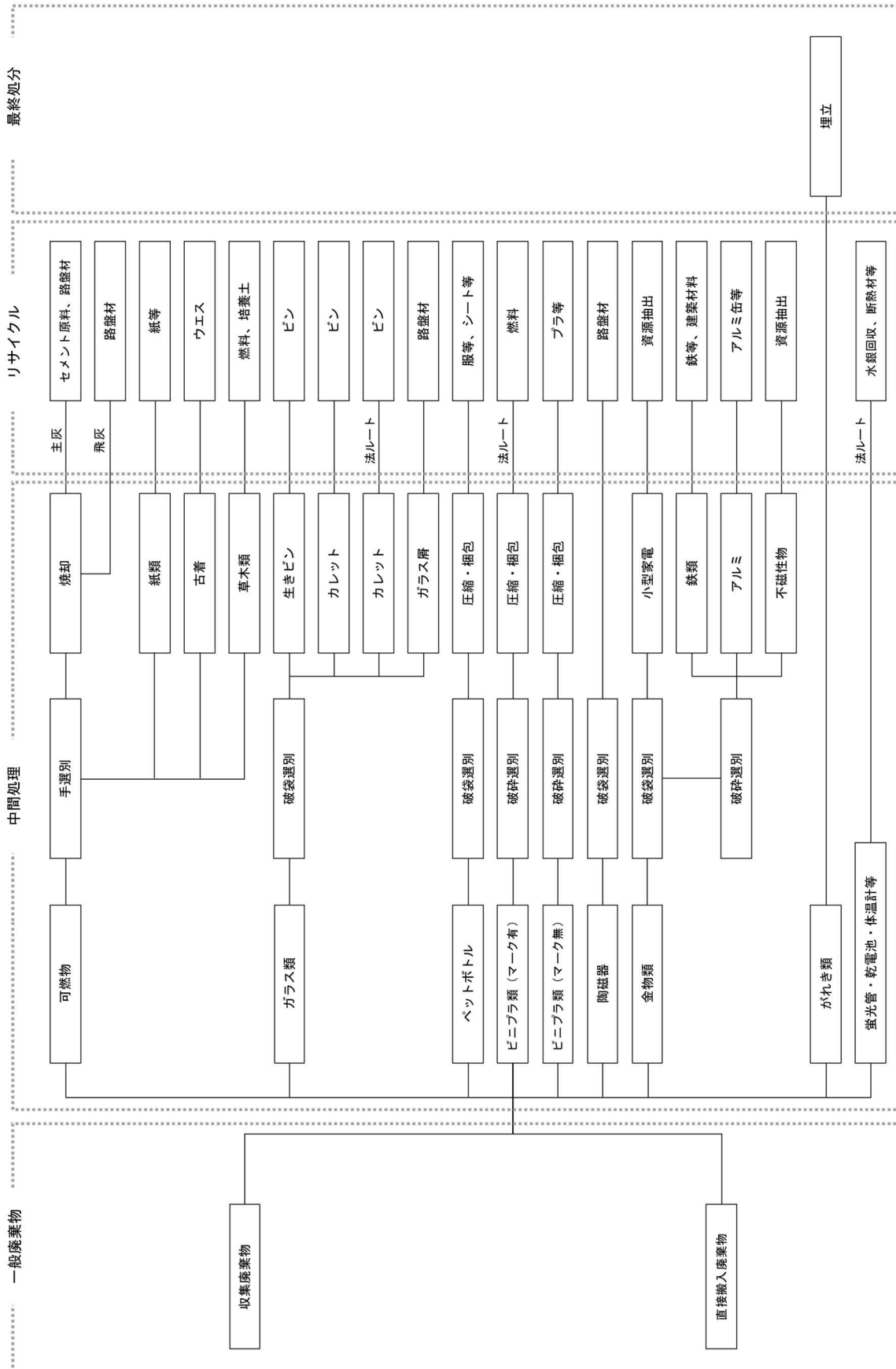
【ごみ処理の形態と収集運搬の状況】

本市におけるごみ処理の形態、収集運搬の状況等について以下に示します。なお、家庭系ごみはステーション回収方式（収集ごみ）及び排出者による処理施設への自己搬入（直接搬入ごみ）の形態があります。

処理形態と収集運搬の状況					
対象ごみ		収集回数	収集運搬	中間処理	最終処分・再資源化
収集ごみ	可燃ごみ	2回/週	委託	直営・委託	直営・委託
	ガラス類	1回/月			委託
	ペットボトル	1回/月			
	ビニール・プラスチック類 （プラマークあり）	4回/月			
	ビニール・プラスチック類 （プラマークなし）	1回/月			
	金物類	1回/月			
	陶磁器類	3ヶ月に1回		—	
直接搬入ごみ	可燃ごみ	—	—	直営・委託	直営・委託
	ガラス類				委託
	ペットボトル				
	ビニール・プラスチック類 （プラマークありとなしの2種類）				
	金物類			—	直営 委託
	古紙				
	瓦礫類				
	陶磁器類				

【ごみ処理のフロー】

本市のごみ処理のフローを以下に示します。



※パソコン⇒メーカー指定引取所（メーカーリサイクル）

※廃家電製品（エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機）⇒各市の家電販売店で引取

●中間処理

取り組み項目	内容
焼却施設の整備	◇ 牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センターは、計画年度には稼働をしている予定ですが、施設の老朽化が懸念されます。関連市町と効率的な処理計画について検討を進める必要があります。 ◇ 焼却施設の適正管理と効率化を推進します。
資源化施設	◇ リサイクルセンターは計画年度では稼働から20年以上が経過しており、焼却施設と併せて処理計画を進める必要があります。 ◇ 資源化施設の適正管理と効率化を推進します。
バイオマス利活用の検討	◇ 廃棄物として処理される流木、間伐材や畜産廃棄物・生ごみ、廃食用油などの未利用バイオマス資源の活用について検討を行います。
施設整備の研究会の開催	◇ 将来の広域化を含めた施設整備について、近隣市町と検討を進めます。

●最終処分

取り組み項目	内容
最終処分量の削減	◇ 最終処分量を削減します。
焼却灰の再利用計画	◇ 灰の溶融化等について検討を行います。
施設整備の研究会の開催	◇ 将来の施設構想について、上記事項も含め検討を行うため、研究会を開催します。

●その他

取り組み項目	内容
ごみステーションの適正管理	◇ ごみステーションの管理は、分別方法の周知・徹底を行うとともに、地域の協力を得て、ルールに違反しているごみを減らします。
不法投棄の防止	◇ 県や警察、地域のパトロールとの連携による不法投棄の監視・早期発見・再発防止に備えるとともに、ホームページや広報等により、未然防止を周知徹底します。
災害廃棄物の処理	◇ 災害の発生時におけるごみの処理等について、マニュアルを作成します。この場合、廃棄物の仮置き場については、民間の土地を借り上げる必要性も考えられるため、地権者との事前協議等を進める必要があります。

第3節 生活排水処理基本計画

3-1 基本目標

●生活排水処理の基本的考え方

生活排水の処理は、今後も継続して公共下水道、農業集落排水施設⁴⁷への接続促進を行います。また、浄化槽対応区域となっている御前崎地区は、補助制度により汲取り槽や単独処理浄化槽⁴⁸から合併処理浄化槽への転換を促進します。

●生活排水処理の基本目標

指標	実績					目標	
	2012 (H24) 年度	2017 (H29) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2028 (R10) 年度	2033 (R15) 年度
生活雑排水処理率	72.2%	81.6%	87.9%	87.6%	87.9%	90.3%	91%

●し尿・汚泥処理の基本目標

指標	実績					目標	
	2012 (H24) 年度	2017 (H29) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2028 (R10) 年度	2033 (R15) 年度
し尿	1,014kl	646kl	597kl	469kl	409kl	400kl	350kl
浄化槽汚泥	13,984kl	13,437kl	13,517kl	13,424kl	13,498kl	13,500kl	13,500kl
合計	14,998kl	14,083kl	14,114kl	13,893kl	13,907kl	13,900kl	13,850kl

⁴⁷ 農業集落排水施設：農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全に資することなどを目的としている。

⁴⁸ 単独処理浄化槽：トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理できない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

3-2 生活排水処理

●生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設には、その処理規模や立地条件等の特徴があります。生活排水処理施設の計画の策定、事業の実施に当たっては、処理規模や立地条件から、適した処理施設を選択することが必要です。

取り組み項目	内容
①公共下水道	◇ 下水道事業については今後も下水道への接続を推進します。
②農業集落排水施設	◇ 市内に6つの処理施設があり、2025（令和7）年度現在で7,196人が利用しています。計画人口は6施設の合計で13,130人のため、理論上ではあと5,934人分の処理を行える計算となります。今後、広域共同化による公共下水道との施設の集約を検討していきます。
③合併処理浄化槽	◇ 御前崎地区は浄化槽対応地域となっているため、合併浄化槽設置費補助制度を活用し、設置を促進します。

※御前崎市公共下水道事業全体計画（令和6年度見直し）及び事業計画を参考



コラム

生活排水処理施設の概要

【公共下水道】

都市部を中心に整備される大規模な排水処理システムで、家庭や事業所からの汚水を管路で集めて下水処理場へ送り、微生物による生物処理や高度処理を経て河川や海へ放流することで都市の衛生環境と水質を守っています。

【農業集落排水施設】

農村部や中山間地域の集落単位で整備される小規模な排水処理施設で、生活排水を集めて処理し、農業用水や河川へ還元することで農村の水環境を保全し、農業活動や地域生活の持続性を支えています。

【合併処理浄化槽】

各家庭や施設に個別に設置される浄化装置で、し尿と生活排水をまとめて処理できるため下水道未整備地域でも導入可能であり、適切な維持管理を行えば高度な浄化性能を発揮して周辺環境への負荷を軽減します。

3-3 し尿・汚泥処理

●収集運搬

項目	内容
基本目標	◇ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への移行が進みますが、人口の減少に伴い、全体的な汚泥量は減少するものと予測されます。 ◇ 収集運搬は、市民サービスとして重要な位置づけにあるため、今後も効率的な収集運搬を継続する必要があります。
収集区域の範囲	◇ 本市の公共下水道対象区域外を対象とします。
収集・運搬体制	◇ し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、現行どおり、許可業者により実施し、今後も維持していくものとします。
目標へ向けた施策	◇ 対象者の減少等を考慮に入れ、衛生的かつ効率的な運用が行えるよう、収集計画を検討します。 ◇ 許可業者に対する安全・衛生に関する指導・教育を徹底します。

●中間処理

項目	内容
基本目標	◇ 収集されるし尿・浄化槽汚泥については、処理施設の周辺環境に配慮しながら適正な処理を行います。
処理施設	◇ 東遠広域施設組合東遠衛生センターの老朽化については、中長期計画に基づく予防保全を図りながら、適正な維持管理を進めます。
目標へ向けた施策	◇ 適正な運転管理を実施します。 ◇ 周辺環境へ配慮した適正な運転管理を行います。
施策設備の研究会の開催	◇ 将来の広域化を視野に入れた施設整備や広域処理システム等について、本市、近隣市町及び一部事務組合で構成する研究会で検討を進めます。

●最終処理

項目	内容
基本目標	◇ 中間処理施設から排出される汚泥については、衛生面に配慮しながら、適切に処理を行う必要があります。また、最終処分場の延命化の観点からも、汚泥の再利用化について検討することが重要です。
最終処分方法	◇ 脱水及び焼却を継続して行うものとする。 ◇ 再利用の方法について検討を進めます。
目標に向けた施策	◇ 適正な最終処分を実施します。 ◇ 衛生面に配慮した効率的な最終処分を行うとともに、再利用方法を検討します。
施設整備の研究会の開催	◇ 将来の広域化を含めた施設整備について、本市、近隣市町等で検討を進めます。